



第551号

沼津港大型展望水門「びゅうお」イエローライトアップ



今こそ若者にお金の原点を

前日本銀行静岡支店長 小泉達哉

今年一月、自宅のある東京都狛江市で、大学生や二十代の社会人らを実行役とする強盗殺人事件が発生しました。実行役はスマートフォンを通じて指示役と繋がり、犯行に及んだとみられています。この事件に接し、私は、狂暴化する若者のお金に絡む事件やトラブルに言い知れぬ悲しみを覚え、私には、と申しますのも、私は、日本銀行在職中、国民の金融知識や判断力の向上を目的とした仕事をしていたからです。近年は、人生航路の入口に立つ大学生や若手社会人の金融教育に注力していました。

最近、若者の間では、NISAなどを利用して資産形成を図る動きがみられる一方、オレオレ詐欺などに加担して、高齢者などからお金をだまし取る若者も増えています。こうした現状を踏まえ、昨年、静岡県の少年院・駿府学園で、関係の皆様のご理解とご協力の下、在院者に対する金融教育を始めました。お金や電子マネーなどの「見えないお金」に姿を消し、インターネットの発達により、多額のお金を簡単に動かせるようになった現在、便利さと引き換えに、お金の有り難さが認識されにくい時代になっています。このため、職に就き、貯蓄に励み、計画的に使うというお金の原点を、今こそ、若者たちに伝えていく重要性が高まっていると思います。

ただ、お金の教育は、一度で済むものではありません。お金について学び、実践し、反省し、改善する。この繰り返すを行うことが大切です。そうした観点からは、保護司や更生・矯正施設にあって、対象者に日常的に寄り添う皆様の役割は非常に大きいと考えます。国民のひとりとして、皆様の日頃のご努力に心からの敬意と感謝の意を表します。そして、皆様自身が培ったお金に関する良識や知恵も伝授して頂きながら、犯罪や非行に手を染めた人々が、お金に関する望ましい習慣を身に付け、責任ある主体として自立していくことを切に願います。私も微力ながらお役に立つことがあれば幸いです。

第73回 “社会を明るくする運動”

～イエローライトアップ～

第72回から、“社会を明るくする運動”強調月間の7月中、更生保護のシンボルカラーの黄色で県内の施設をライトアップしています。第73回は新たに4カ所増え、計7カ所で実施しました。沼津港大型展望水門「びゅうお」のライトアップについては、巻頭写真をご覧ください。



韮山反射炉(伊豆の国市)



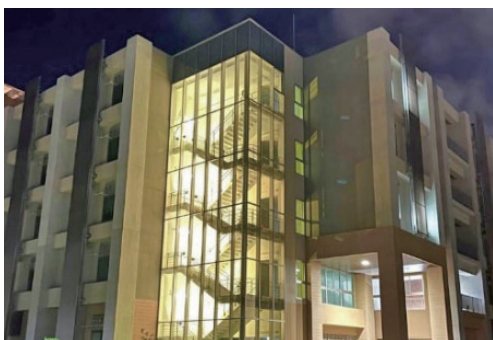
静岡市役所静岡庁舎本館「あおい塔」(静岡市)



掛川城(掛川市)



浜松城(浜松市中区)



静岡大学浜松キャンパス(浜松市中区)



静岡刑務所

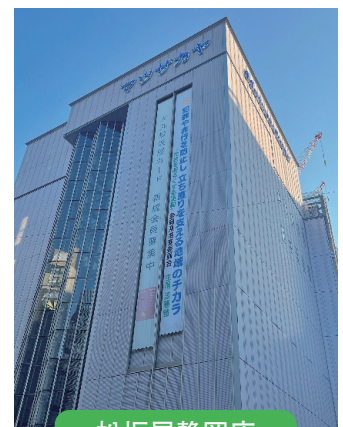
～静岡県推進委員会～



例年、松坂屋静岡店様には懸垂幕の掲示を、静岡県庁前には立看板の設置をお願いしており、第73回も写真のとおり協力していただきました。



静岡県庁前



松坂屋静岡店

～各地の取組～



ふれあいコンサート(沼津地区)



焼津みなとマラソンで啓発活動(焼津市)



市役所玄関にて啓発品設置(湖西市)



店舗従業員と啓発活動(函南町)



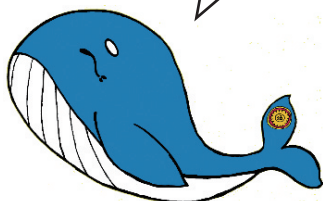
～フォトコンテスト@静岡～

「第73回 “社会を明るくする運動” フォトコンテスト@静岡」の最優秀賞作品には、左の富士山反射炉イエローライトアップの写真が選ばれました!!
優秀賞については、ぜひ各SNSで御確認ください!



～Jリーグ～

県内4つのJリーグクラブチームには、ホームゲームでのCM放映やポスターの掲出に御協力いただきました!



清水エスパルス



ジュビロ磐田



アスクラロ沼津



藤枝MYFC

就労支援特集

「協力雇用主へのインタビュー」

藤枝地区協力雇用主会

株式会社 成島鐵筋工業

代表取締役 成島 実様

就労支援特集を掲載するにあたり、実際に多くの保護観察対象者を雇用してくださっている、成島様にインタビューを行いました。

Q 協力雇用主になったきっかけは何ですか。

A 協力雇用主で実際に保護観察対象者を雇用している方が知り合いにいた。その方が非常にうまく対象者等を雇用している様子を見て、より多くの人材が欲しいかと思った私も、協力雇用主になりたいと思った。約十五年前、まず保護司になり、その後、協力雇用主にもなった。

Q 協力雇用主になるにあたり、家族や従業員から何か反応はありましたか。

A 特になかった。元々そういう人も多い業界だからかもしれない。

Q 対象者等を雇って困ったことはありましたか。

A 昔の子はお金が欲しいがために

よく働いてくれる子が多かったが、今の子はお金よりも休みを欲しがる子が多い。仕事も楽なものではないため、折り合いが難しい。

また、浜松の方ではより良い条件で雇ってくれる会社があると言ってきた対象者がいた。そんな高い給料はおかしいと散々説得したが、会社を辞めてしまった子もいた。

Q 対象者等を雇用するにあたって心掛けていることはありますか。

A まずは相手を好きになること。自分が社員を好きになると、社員も自分や会社を好きになってくれる。また、自分も勉強をすることを心掛けています。対象者との関わりは、多くの学びを与えてくれる。こういったことに気づけたのは、六十歳を過ぎてからだだった。

Q 協力雇用主会としてはどういった活動をしていますか。

A 藤枝地区協力雇用主会は今大変盛り上がりつつある。登録している企業は年々増えてきており、将来的には保護司になりたいと話す者も多い。

また、鉄筋組合の会員として、駿府学園で鉄筋の授業を行ったことがあったが、藤枝地区協力雇用主会としても駿府学園での体験学習を実施する予定である。

生徒達は強制的に授業を受けているとはいえず、しっかり内容を聞いてくれる。このような繋がりから、駿府学園の卒業式にも参加させていただいた。

Q 協力雇用主としてのやりがいは何ですか。

A 雇用主という仲間が増えたことだと思う。会の若手には、せっかく入ったのなら会を活かしてほしいと伝えていく。協力雇用主会に入って待つだけではなく、勉強したり、会社としての繋がりに結びついたりすればいいと考えている。可能であれば、就労支援事業者機構にも入った方がいいと話している。

Q 読者に向けて、何か伝えたいことはありますか。

A ぜひ協力雇用主会に入って勉強をしてほしい。また、既に協力雇用主の方はぜひ保護司になってほしい。仲間として、利用できるものは利用して、更生保護や自身の仕事に活かせる活動にしていきたい。



「求められる就労支援」

静岡保護観察所処遇部門

統括保護観察官 近藤 大介

今や協力雇用主の数は、全国で二万五千社を超えており、静岡県内においても六三〇社を超えるまでになっています。協力雇用主として登録される企業が多くなることは、すなわち地域全体に立ち直りの理解が広まっている証拠だと思います。そして本年3月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。その中においても、今後の導入される拘禁刑への対応や、寄り添い型の支援による職場定着支援などの実施が求められています。

これから静岡では、どのような就労支援が求められているのでしょうか。私は「幅の広い就労支援体制」の整備だと思っています。毎年、登録されている協力雇用主の数は増加していますが、まだまだ特定の業種に限られています。そして保護観察対象者の中でも、女性や外国人への受け入れ態勢は、十分とは言えない状況です。そのため、これまで以上に幅広い業種の会社で協力雇用主となって頂き、これまで支援が出来ていなかった人たちについても、就労を通じて受け入れることが必要ではないでしょうか。今後、保護観察所としても、関係機関と連携しながら、さらに幅の広い就労支援体制の整備に努めて参りますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

保護司の声を聴く — Part5 —

第五四七号から、「保護司の声を聴く」の連載を始めました。この企画では、各地区の保護司さんに様々な質問に答えていただいています。また、質問の一部は、前号の保護司さんからの質問となっており、リレー形式で質問と回答が続いています。県内で活動する保護司さんの多様な経験や取組を是非お楽しみください。

質問

- ① これまでの保護司活動で印象に残っていることは何ですか。
- ② 今後の保護司活動で、やってみたい、または力を入れたい取組は何ですか。
- ③ (大仁から伊東) 保護司の人材確保をどのように進めているのか聞きたい。
- (焼津から藤枝) 保護司適任者の確保について、何か対策は持っているか。
- (浜松市中区から浜松市東区) 地区の広報誌について、どのような内容を求めているのか。
- ④ 他の保護司に聞いてみたいことは何ですか。



伊東地区保護司会 土屋 恵里子
保護司歴 約二十一年

- ① 私の担当した対象者は多くが十代の少年、少女でした。家庭に居場所がなく、深夜の徘徊、不登校、リストカット等、更に約束の時間は常に裏切られました。辛抱強く相手に合わせ、犯罪に繋がりにそうな言動以外は聞き役に努めました。何年か経て地域の運動会やお祭りで幼子の手を引いて楽しんでいる様子に出会った時、胸をなで下ろした瞬間を忘れることができません。
 - ② 平成二十八年に再犯防止法が制定され社会全体での犯罪のない明るい社会作りが示されました。以前担当した対象者(執行猶予三年)が認知症になりケアマネージャーの協力を受け老人ホームに入所することができました。まさに、地域の社会福祉の力に助けられました。今後は社会福祉関係の皆さんと情報交換を図っていくことが大切であると思います。
 - ③ 伊東市は定員不足が顕著であったため令和三年度に「保護司確保重点地区」に指定されました。主任官の指導を受け、回覧板、区長会への出席等広報活動に努め多少の回復はできましたが、定員不足は続いています。各保護司も友人知人に声かけを続けています。
 - ④ 更生保護女性会との関わり方を教えて下さい。
- (④の質問については、次回、熱海地区が回答。)



藤枝地区保護司会 大畑 俊六
保護司歴 約十三年

- ① ご縁があって、親子三代、祖母・父・私と保護司を受けさせていただきました。保護司活動では、窃盗で出所・再犯・入所を繰り返して七年間対応させていただいた事案です。最終的に円満解決には至らずとも残念でした。保護司会では、六十周年、七十周年の節目の記念誌作成に携わったことです。
 - ② 保護司を取り巻く環境は、十年前より大きく様変わりしてきているので、役職など会の組織運営も会則にとらわれず柔軟に。又、サポートセンターにおける企画調整保護司の役割とサポートセンターの有効利用を。
 - ③ 私たち地区では、自治会長・町内会長が選考委員会を作り適任者を確保している。いずれにせよ地域の代表として役員名簿にも記載され、社明活動など地域に協力してもらうので、一緒に選出することが必要です。
 - ④ 保護司の低年齢化、又現役への委嘱により、保護司会活動が難しくなってきたらと思われませんが、その対応策は何かありますか。
- (④の質問については、次回、島田地区が回答。)



浜松市東区保護司会 遠山 将吾
保護司歴 約八年

- ① 初めて受け持った対象者の環境調整に行く際の緊張感は忘れられません。当時はまだ複数担当制がなく、初任者研修を終えたばかりで実際の現場を知らないなか、一人で引受人宅に伺いました。しかし、先輩保護司や保護観察官からの助言もあり円滑に進み、その後の保護観察についても大きなトラブルなく終わられました。
 - ② 昨今、長年の課題である保護司の成り手不足は、社会環境の影響で更に厳しい状況になっています。今後は、会議や事務、事業の見直しにより、保護司の負担軽減を図り、若年層でも適性があれば保護司活動ができる環境作りに入力していきたいと思っています。
 - ③ 内容的には、保護司が保護司活動の側で取り組んでいる社会福祉の向上に資することなどを紹介しております。今後は、紙からホームページやSNSでの発信に切り替え、今まで届かなかつた世代へ情報発信に注力していきたいです。
 - ④ 保護司会の自主研修などで、工夫していることなどはあるか。
- (④の質問については、次回、浜松市西区が回答。)

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会について

静岡保護観察所企画調整課長 池野 英樹

保護司の後継者不足についてはこれ十五年ほど前から問題視されてきましたし、様々な対策が講じられてきましたが、このたび、全国的な取組として、持続可能な保護司制度の確立に向け、令和五年五月、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化等について、有識者による検討会が法務省内に設置されたところであります。この検討会の構成員は、保護司のほか、学者や公認会計士、マスコミ関係者、企業経営者などからなっております。

主な論点をご紹介します。第一に、保護司の使命であります。保護司の使命については、「社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者（略）の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与すること」（保護司法第一条）と規定されておりますが、これからの時代を見据えた際、内容について再検討する必要がありますのではないかと指摘されております。第二に、推薦・委嘱の手順、年齢条件であります。保護司の公募制を導入するか否か、現在は原則六十六歳以下とされている新任保護司

の上限を見直すか、再任時の上限年齢を見直すか、といった内容が議論されております。第三に、職務内容、保護観察官との協働態勢についてであります。現在、保護司会の事務の多くを保護司の皆さんに担っていただいているところであります。保護司会事務のみを行う担当制を導入するか否か、また、新任保護司が事件を担当することの不安や負担感をどのように軽減するか、あるいは、現職の方でなかなか平日日中の会合や研修会に出席できない方のために、平日夜間や休日にそれらの会合や研修会を開催することの可否について、などが焦点となっております。第四に、待遇・活動環境についてであります。現在、「給与を支給しない」（保護司法第十一条第一項）と規定されているところですが、他の委員のよう報酬制を導入すべきではないか、ということも議論されております。また、適任者確保のためには保護司の社会的認知度を向上させる必要があるのではないかと、ということも俎上に載せられております。

本検討会については、今後月一回程度の検討を重ね、二年を目途に結論を出し、報告書としてまとめることとされておりますので、今後の推移についてご注目願います。

令和五年度静岡県更生保護 顕彰式典の開催について

来たる令和五年十一月二十八日（火）、グランシップ中ホール・大地において、令和五年度静岡県更生保護顕彰式典を開催いたします。今年度は、静岡市清水区が開催当番地区となり、準備を進めています。

日時 令和五年十一月二十八日（火）
午後一時三十分開式
場所 グランシップ 中ホール・大地
静岡市駿河区東静岡二丁目三番一号

更生保護大会及び顕彰式典 の実施方法について

令和二年二月の静岡県保護司会連合会常任理事会における議決をもって、その実施方法が変更され、令和五年五月の同会で改めて周知されました。今後の実施方法は、以下のとおりです。

★五年に一回のビッグ大会を廃止し、五年に一回、従来の更生保護大会を開催。開催地区は、西部、中部（静岡市内三区の地区会を除く）、東部の順転とする。

★更生保護大会以外の四年間は、静岡市において、更生保護大会よりも規模を縮小した更生保護顕彰式典を開催。開催地区は、静岡市葵区、清水区、駿河区の順転とする。

令和六年度第六十七回静岡県
更生保護大会

令和六年十一月二十九日（金）
浜松市市民音楽ホール

死亡者叙位（敬称略）

（令和五年五月三十日）
（西）豆 高橋 亨明

保護司の異動（敬称略）

死 亡
（七月十六日）
（静岡市葵）新 堂 光 秋
（七月二十六日）
（三）島 今 井 泰 雄
（七月二十八日）
（南）磐 田 大 石 晃
（南）磐 田 橋 本 泰 幸
（九月二十日）
（伊）東 仲 田 佳 正

退 任

（七月三十一日）
（下）田 鈴 木 弘 光
（九月三十日）
（伊）東 讚 井 里 江
（浜松市東）小 林 むつ子

作 品 紹 介

●社会を明るくする運動
三島市推進委員会主催
「第七十三回『社会を明るくする運動』ポスター展」から

【静岡保護観察所長賞】

三島市立中郷中学校
二年 青木菜々海

